


収受年月日	議長	事務局長	書記
平 30.12.13			
第 113 号			

発議第 4 号

平成 30 年 12 月 13 日

埴町議会議長 大縄 武夫 様



提出者

埴町議会議員

鈴木茂

賛成者

埴町議会議員

鈴木安次

埴町議会議員

副貝壽一

埴町議会議員

鈴木孝則

埴町議会議員

吉田克則

埴町議会議員

七宮広樹

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び埴町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

提案理由

埴町の議員報酬は平成 24 年の町議選前に定数を減らす代わりに報酬の減額を行いました。その結果県内の町村では下位に甘んじています。これは定数減に真正面に向き合わなかった結果の表れと思います。

今回の見直しでは埴町でも将来予想される議員のなり手不足や、高齢化に対応するため微増ではありますが報酬の月額 1 万円増を提案する。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(昭和51年埴町条例第25号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後										改正前				
別表(第2条、第6条関係)										別表(第2条、第6条関係)				
区分	議員報酬	鉄道賃	車賃 (1km につき)	日当 (1日 につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜 につき)	議員報酬	鉄道賃	車賃 (1km につき)	日当 (1日 につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜 につき)
					甲地方	乙地方						甲地方	乙地方	
議長	282,000	旅客運賃 急行 料金及 び座席 指定料 金	円 25	円 2,600	円 13,100	円 11,800	円 2,600	円 272,000	旅客運賃 急行 料金及 び座席 指定料 金	円 25	円 2,600	円 13,100	円 11,800	円 2,600
副議長	216,000	〃	円 25	円 2,600	円 13,100	円 11,800	円 2,600	円 206,000	〃	円 25	円 2,600	円 13,100	円 11,800	円 2,600
議員	198,000	〃	円 25	円 2,600	円 13,100	円 11,800	円 2,600	円 188,000	〃	円 25	円 2,600	円 13,100	円 11,800	円 2,600

附 則

この条例は、この条例の公布の日以後初めて行う一般選挙により埴町議会の議員になった者の任期の初日から施行する。